

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）
平成31年度 制度の狭間の課題解決モデル事業
『働きづらさを抱える方のための働く場づくり（就労体験・就労訓練）事業』
実施要領

1. 趣旨

この要領は、岡山県地域公益活動推進センターの「制度の狭間の課題解決モデル事業実施要綱」に基づくテーマ『働きづらさを抱える方のための働く場づくり（就労体験・就労訓練）事業』の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

本事業は、様々な理由により働きづらさ・生きづらさを抱えた方の「社会の一員として暮らしたい」「働きたい」を受け止め、「人や社会とのつながりの場」としての就労体験・就労訓練の提供を通じて、本人のもつ強みや能力、可能性を引き出すとともに、人間関係の構築や社会的能力の習得、生活習慣形成の支援により、本人の目指す自立に資する取組の創出を目的とする。

3. 対象者

ひきこもり等により長期間働いた経験がない方や本人の心身の状況に課題を抱えた方、認知症・若年性認知症の方等、生活や社会との関わりに不安のある方

- ・生活困窮者自立相談支援機関が相談を受け支援する方
- ・就労希望者を支援する相談支援機関等が相談を受け支援する方
- ・各実施主体が取組みの趣旨を踏まえて必要と判断した方

4. 事業の内容

次の（１）～（５）に掲げる取組等を実施するものとする。

また、その目的の範囲において、地域の実情に応じた創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

（１）職場全体での受入環境の整備

担当者のみならず、職場全体で支えることができるよう、受入を行う事業所の職員へ説明し理解を得ること。

（２）支援担当者の配置

対象者の就労等の支援を中心となっていく「支援担当者」を1名選任（兼任可）する。

支援担当者は、支援に関する計画の作成や利用者が就労するうえでの助言指導、他の職員に対する普及啓発、外部の相談支援機関との調整等を行う。

(3) ニーズ発掘や支援のマッチングの場づくり

福祉・労働行政、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援機関等、就労希望者を支援する相談支援機関と、情報共有や連携調整のための会議等の場を設ける。

なお、岡山ささえ愛センターは関係機関へのつなぎ支援や調整を指定法人・団体とともに行なう。また、既存の会議等がある場合には、新たに設置する必要はなく、その場への参画をもって代えることができる。

(4) 就労支援計画を通じた状況把握と必要な相談・助言

将来的な働き方の希望や目標などを踏まえ、当面の具体的な仕事内容や働き方を確認し、支援計画を作成する。計画の作成にあたっては、必要に応じて生活面や社会面に関する内容も踏まえた内容とする。

(5) 就労等相談支援機関との連絡調整

自立相談支援機関、就労準備支援事業を行う者、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係者との連絡調整を行う。

5. 事業の実施要件

(1) 支援対象者等への安全衛生面、災害補償面において、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うこと。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援または認定就労訓練を行なう場合には、生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業の手引き」または「認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」に沿った支援を行うこと。

(3) 就労体験のみを行う場合にも、将来的に、生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業所の認定を検討すること。

6. 事業の対象経費

この要領に基づく助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。

(1) 助成事業の実施に必要とする経費のうち、諸謝金、旅費交通費、支援対象者の報酬、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、資料図書費、保険料、燃料費に相当するもの。

2 次の各号に掲げる経費については、本事業の助成の対象としないものとする。

(1) 役職員等の人件費

(2) 飲食費（研修講師・委員等の茶代、弁当代を除く）

(3) 他団体が本来事業として実施する活動の経費（他団体への経費助成、委託等）

7. 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成31年度から平成32年度とする。

8. 留意事項

- (1) 支援対象者が「支えられる側」であるだけでなく、「支える側」でもあることの意識醸成を図る等、「地域共生社会の実現」に向けた視点を持ち事業を実施すること。
- (2) 支援する就労形態については「雇成型」・「非雇成型」は問わない。
- (3) 実施にあたって、福祉・労働行政、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援機関や岡山ささえ愛センター（岡山地域公益活動推進センター）等、関係機関・団体と連携・調整を行うこと。
- (4) 地域住民、ボランティア、民生委員児童委員の協力・連携を図ること。
- (5) 事業の実施主体は、事業実施上の瑕疵により対象者等に損害を与えた場合に備え、必要な範囲内で損害保険の加入について検討すること。
- (6) 市町村域の社会福祉法人ネットワーク組織（社会福祉法人連絡会等）が実施主体となり、複数法人が受入事業所として取り組むことも可能である。
- (7) 指定法人・団体は、指定決定後に岡山ささえ愛センターが開催する事業実施に向けた説明会に参加すること。

9. その他

上記に掲げる事項以外で、実施に関し必要な事項は別途協議するものとする。

附則 本要領は平成31年3月19日から施行する。